

# 甲州市 新行財政改革大綱



山梨県 甲州市  
令和4年3月



## はじめに

本市では、平成18年8月に集中改革プラン、同年11月に第一次行政改革大綱を策定して以降、現在取り組んでいる第三次行政改革大綱に至るまで、計画的な行政改革を継続して進めてまいりました。

この間、定員適正化の推進をはじめ、事務事業の見直し、指定管理者制度等による民間活用、市民との協働の推進など一定の成果を上げてきたところです。

しかしながら、本市を取り巻く社会状況は目まぐるしく変化しており、また、今後さらなる人口減少、少子高齢化の進行等による市税収入の減少や社会保障関係費の増大が想定されるとともに、情報通信技術の進展、公共施設等の老朽化、近年激甚化する自然災害への対応、さらには新型コロナウイルス感染症の影響など新たな課題も発生しております。

こうした様々な課題を解決し、社会や暮らしの急激な変化にも臨機に対応できる持続可能な行財政運営を確立していくことを目的に、ここに「甲州市新行財政改革大綱」を策定いたしました。

豊かな自然、歴史と文化に彩られた本市がこれからも輝き続けるために、市民のご理解とご協力のもと、本大綱に掲げる行財政改革に全職員がワンチームとなって挑戦し、引き続き必要な行政サービスを安定的に提供できる持続可能なまちづくりの確立を目指してまいります。

結びに、本大綱を策定するにあたり、それぞれの見地から貴重なご意見をいただきました行政改革推進委員会の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました区長および来庁者の皆様、関係各位に厚くお礼申し上げます。



令和4年3月

甲州市行政改革推進本部 本部長

甲州市長 鈴木 幹夫

# 目 次

## はじめに

### I 新行財政改革大綱策定の背景

- 1 これまでの行政改革の取り組み ..... 1
- 2 甲州市を取り巻く社会状況の変化
  - (1)人口状況 ..... 2
  - (2)財政状況 ..... 2
  - (3)国の動向と社会情勢の変化 ..... 7
- 3 今後の行政経営の課題 ..... 8
- 4 新たな行財政改革大綱の必要性 ..... 8

### II 新行財政改革大綱の基本事項

- 1 新行財政改革大綱の位置づけ ..... 9
- 2 計画期間 ..... 9
- 3 基本目標 ..... 9

### III 新行財政改革大綱の基本方針

- 1 効率的な行政運営への転換 ..... 10
- 2 市民に開かれた市政、多様な主体との協働 ..... 10
- 3 未来を見据えた人財確保・育成と効果的な組織運営 ..... 10

### IV 改革の進め方

- 1 実施計画の策定 ..... 12
- 2 推進体制 ..... 13

### V 推進項目 ..... 14

### 資料編 ..... 16

# I 新行財政改革大綱策定の背景

## 1 これまでの行政改革の取り組み

本市ではこれまで、行政の効率化と財政の健全化を基本に、平成18年8月に「集中改革プラン」(平成18～22年度)、同年11月には「第一次行政改革大綱」(平成18～22年度)を策定、平成23年3月には「第二次行政改革大綱」(平成23～26年度)を策定し、事務事業の見直しや職員の定員適正化等の取り組みを行ってきました。

平成27年度からは、普通交付税の合併特例措置が段階的に縮減する中で財源不足が懸念されたことから、その特例措置が終了する令和3年度までを計画期間とした「第三次行政改革大綱」を策定し、財政面に特に重点を置いて行政改革に取り組んできたところです。

### 〔これまでの行政改革の取り組み〕

名称	基本理念・基本方針	主な取り組みの成果
第一次行政改革大綱 及び 集中改革プラン (平成18～22年度)	協働・成果・効率を重視した、市民の視点による甲州市政の推進 ・市民の納得度が高まる行政経営の確立 ・市民、ボランティア団体、事業者等との協働によるまちづくりの推進 ・簡素で効率的な行財政システムの構築	・事務事業評価制度の導入 ・定員適正化計画の策定 ・職員数の削減 ・低利な市債への借換え ・市税徴収率の向上
第二次行政改革大綱 (平成23～26年度)	協働・成果・効率・安心を重視した市民の視点による、夢と希望もてる甲州市政の推進～量の改革から質の改革へ 市民協働で改革を推進～ ・市民の納得度が高まる質の高い行政改革 ・経営の視点に基づく行財政運営 ・職員の意識改革 ・市民との連携、協働によるまちづくり	・指定管理者制度の充実 ・公共交通の再編 ・地域総合局のあり方の検討 ・市税、使用料の徴収率の向上 ・職員給与の削減 ・市民提案型協働のまちづくり事業の創設
第三次行政改革大綱 (平成27～令和3年度)	協働・成果・効率・安心 ・市民協働の推進(協働) ・職員のスキルアップ(成果) ・業務改善(効率) ・健全財政の維持(安心)	・人事評価制度の確立 ・公共施設等総合計画及び個別施設計画の策定 ・ふるさと納税寄附額の増加 ・指定管理者制度、民間委託等の推進 ・外郭団体の見直し

### 「第三次行政改革大綱」における課題

上記の一覧に挙げた主な取り組み成果等がある一方で、取り組みの推進にいくつかの課題も残されました。

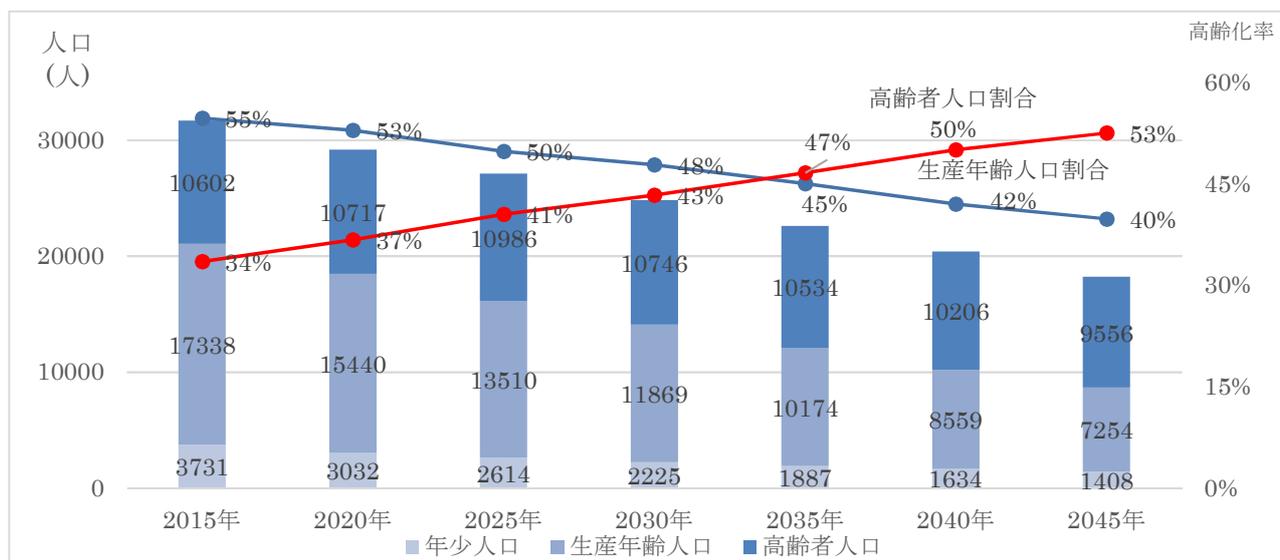
- 計画期間が長く、策定時に掲げた手法と社会状況との間にズレが生じたものもあり、社会情勢の変化のスピードに対応できなかったこと。
- 効果額以外の指標の設定を行わなかったため、評価が主観的・抽象的になり、市民に客観的に伝えることが難しかったこと。
- 取り組み項目に所管課の偏りがあり、全庁的な取り組みとならなかったこと。

## 2 甲州市を取り巻く社会状況の変化

### (1) 人口状況

本市の人口は、1995(平成7)年をピークに減少し、令和2年国勢調査人口では29,237人となっています。人口減少や少子高齢化の深刻化は2040(令和22)年頃にかけて全国的に進行し、行政サービスの提供や地域経済活動の制約に大きな影響を及ぼすとされていますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の総人口は2040(令和22)年度には20,399人になると予測しており、人口割合から見ると生産年齢人口は42%へ減少、高齢者人口は50%まで増加し市民の半数が高齢者となると推計されています。こうした人口減少や少子高齢化の見通しから、今後、生産年齢人口の減少に伴う市税等の減少や担い手不足、高齢化による医療や介護などの社会保障関係費の増大が見込まれているため、市では甲州市総合戦略(令和元年改定)に基づき、人口減少対策等地域創生の充実・強化に向け、様々な移住定住施策や産業施策、子育て施策を展開している状況です。

#### 年齢区分別人口と高齢化率の推計



※出典：国立社会保障・人口問題研究所(2018.3月推計値)、2015、2020年は国勢調査人口を反映。

### (2) 財政状況

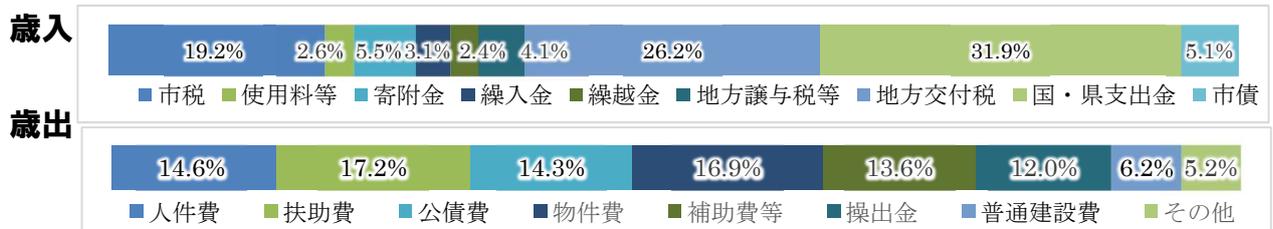
本市の財政構造を決算からみると、直近の決算である令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う感染症対策及び経済対策の各種事業の実施が決算額全体に大きな影響を及ぼしているため、令和元年度決算の状況も加味して分析すると、歳入においては、依存財源である国・県支出金の占める割合が令和2年度で31.9%、地方交付税が26.2%と歳入の中で高い比率となっており、令和元年度においても地方交付税の占める割合が33.1%と歳入の中で最も高くなっていること、また、市税や使用料などの自主財源の割合は令和2年度で32.8%、令和元年度で39.6%と低いことから、法や制度の動向に影響を受けやすい構造となっています。また、自主財源の柱である市税は、県内トップクラスの徴収率を維持していますが、その収入額は近年では40億円前半となっており、市税の歳入

に占める割合は令和2年度で19.2%、令和元年度で24.2%と低い割合となっています。

一方、歳出においては、人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費<sup>1</sup>の占める割合が、令和2年度で37.6%、令和元年度で46.1%と高く、その他の経費も施設の維持管理などの経常的な経費の割合が多くなっており、財政構造の弾力性を示す経常収支比率<sup>2</sup>は、令和2年度で92.7%、令和元年度で91.7%と独自の施策や臨時的な経費に充てる財源に乏しい、非常に硬直化した構造となっています。

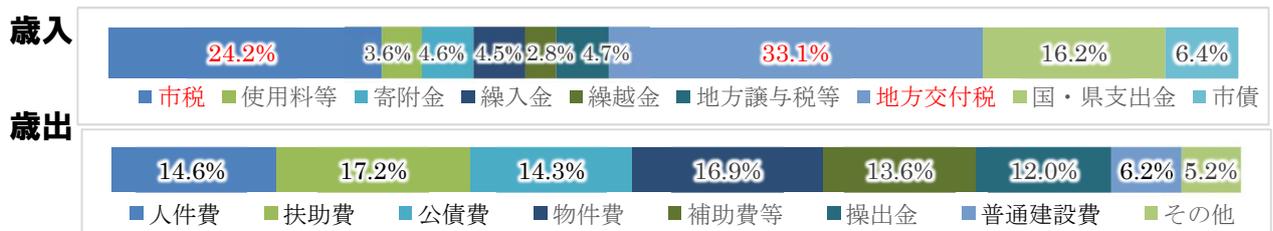
## 歳入歳出の構成

### (令和2年度決算※)



※令和2年度決算は、新型コロナウイルス感染症対策等に係る各種事業実施の影響により、平常時とは構成比が異なる部分があります。

### (令和元年度決算)



<sup>1</sup> 義務的経費：人件費・扶助費（社会保障制度の一環として児童・高齢者・障害者・生活困窮者などを支援するために要する経費）・公債費（地方債の元利償還等に要する経費）で構成され、地方自治体の一般歳出のうち任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。

<sup>2</sup> 経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、毎年度経常的に収入される一般財源（地方税、普通交付税、臨時財政対策債等）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。

## 普通会計の歳入歳出の状況(H23～R2)

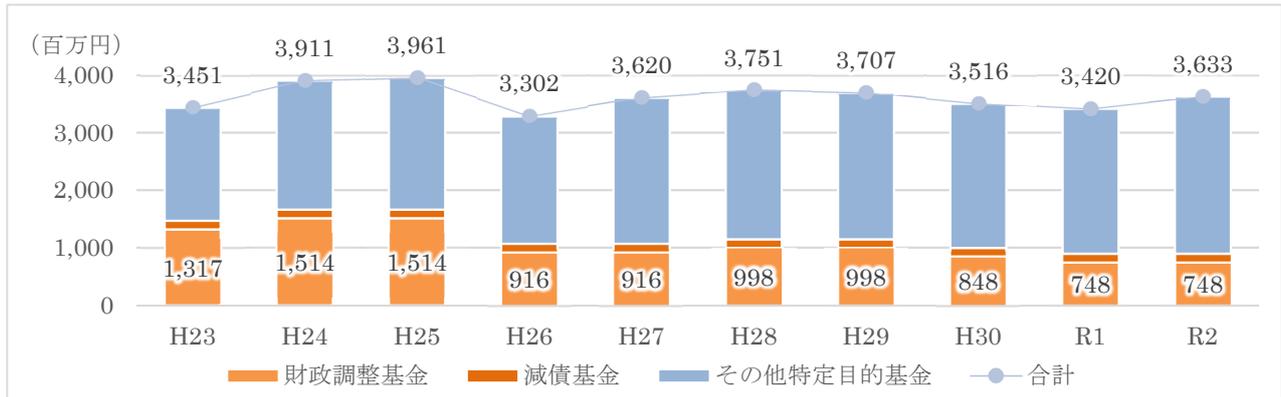


近年の財政状況は、期待されていた合併効果に加え、ふるさと納税制度の推進による新たな収入源の確保などの継続し強化してきた行政改革の取り組みにより、基金残高の増加、財政指標の改善など健全に推移してきましたが、普通交付税の合併縮減の影響などによる収入の減少、また、社会保障関連経費の増加や社会インフラを含めた公共施設の更新経費などの支出が増えているなかで、収支のバランスが悪化し、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金である財政調整基金を平成30年度、令和元年度と連続して取崩し、財政運営を行っている状況にあります。また、当該基金は上記に加え、平成26年の雪害への対応として5億9,800万円と大幅に取崩したこともあり、今後の見込みからも基金の枯渇が懸念される状況にあります。

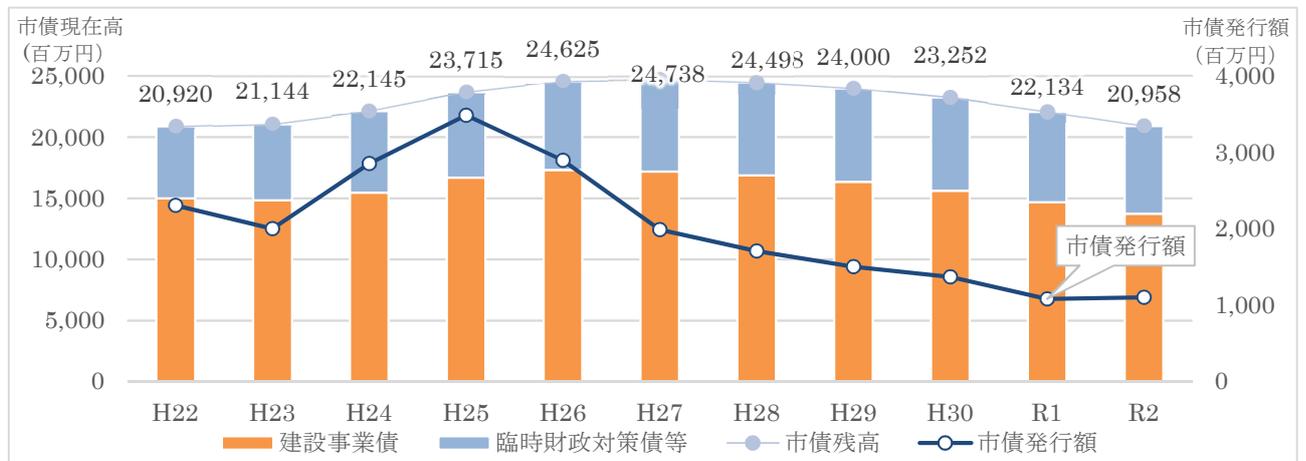
市債の状況では、建設事業において、緊急性や必要性、投資効果を総合的に判断し、事業実施してきたことから、発行額が縮減され、普通交付税の振替措置である臨時財政対策債の増減など不確定な要因もありますが、令和3年度には公債費の償還ピークを迎える見込みであることなど、市債残高は、高止まっているものの減少傾向にあります。

また、今後の財政状況に大きな影響を及ぼすことが想定される公共施設及び社会インフラにおいては、合併前の3団体から施設等を引き継いだことにより同種・同機能の施設等が多く存在し、老朽化が進んでいるものも多く見られます。令和4年3月改訂の「甲州市公共施設等総合管理計画」では、今後、本市が保有する全ての公共施設及び社会インフラを維持管理していくためには、年平均22.6億円が必要と試算していますが、一方で過去3年間の公共施設等の更新経費の平均は17.0億円であるため、今後30年間でこれまでの1.3倍程度の支出が必要となると予測しています。

## 基金残高の状況(H23～R2)



## 市債残高の状況(H23～R2)



## (参考)県内13市の主要財政指標の比較(令和元年度決算)

団体名	財政力		経常収支		実質公債		将来負担		ラスパイレス	
	指数	順位	比率	順位	費比率	順位	比率	順位	指数	順位
甲府市	0.77	1	97.7	13	6.8	3	72.4	9	98.7	10
富士吉田市	0.70	3	82.9	1	7.9	5	29.0	5	99.3	13
都留市	0.49	10	88.8	5	11.4	11	19.6	4	98.3	8
山梨市	0.42	13	91.3	9	11.0	10	117.1	11	96.7	3
大月市	0.67	5	88.2	3	16.7	13	130.0	12	95.6	2
韮崎市	0.74	2	89.8	8	9.4	7	76.3	10	98.8	11
南アルプス市	0.52	7	87.7	2	4.3	1	-	1	98.8	12
北杜市	0.44	12	89.4	7	6.0	2	-	1	98.5	9
甲斐市	0.63	6	88.3	4	7.6	4	-	1	97.4	7
笛吹市	0.51	8	91.6	10	10.8	9	48.0	7	97.2	4
上野原市	0.50	9	92.0	12	10.5	8	63.6	8	97.2	5
<b>甲州市</b>	<b>0.45</b>	<b>11</b>	<b>91.7</b>	<b>11</b>	<b>16.0</b>	<b>12</b>	<b>147.1</b>	<b>13</b>	<b>95.2</b>	<b>1</b>
中央市	0.69	4	88.8	6	9.0	6	33.1	6	97.3	6

※出典:総務省 令和元年度地方財政状況調査

### 〔主要財政指標〕

- ・財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、地方公共団体が標準的な行政を行う場合に必要経費（基準財政需要額）のうち、どの程度地方税等の収入（基準財政収入額）で賄えるかを示したものである。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。
- ・経常収支比率：3ページ脚注参照。
- ・実質公債費比率：一般会計等が負担する公債費等が、標準財政規模に占める割合の3か年平均値。
- ・将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。
- ・ラスパイレース指数：国家公務員行政職俸給表（一）が適用される国家公務員の平均俸給月額を100とした場合に地方公務員一般行政職の平均給与額の水準を算出した指数。
- ・標準財政規模：地方公共団体が標準的な行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値。

## （3）国の動向と社会情勢の変化

国においては、2018（平成30）年に総務大臣主催の「自治体戦略2040構想研究会」がまとめた報告書で、2040（令和22）年に向けた新たな自治体のあり方として、労働力人口の絶対量が不足する人口縮減時代に対応し、AI<sup>3</sup>などの革新技術を活用した「スマート自治体<sup>4</sup>への転換」、「公共私によるくらしの維持<sup>5</sup>」を可能にする新しい公共私協力関係の構築、自治体間の連携として、現在行われている市と県、周辺市町村との連携を更に深化させた「圏域マネジメント」を進める必要があるとしています。

このうち「スマート自治体への転換」については、新型コロナウイルス感染症の影響により我が国のデジタル化の遅れが課題として明らかになったことから、この課題に対し迅速に対処するとともに「新たな日常」の原動力として、制度や組織のあり方等をデジタル化に合わせて変革していくデジタル・トランスフォーメーション（DX<sup>6</sup>）を求めており、地方自治体にあつては、2020（令和2）年7月に「自治体DX推進計画」として、その推進を具体的に示されたところです。

また、多発・激甚化する自然災害や感染症への対応等、行政課題は複雑化しており、公共的課題に取り組む担い手の多様化や情報通信技術の飛躍的な発展と市民生活への急速な浸透など、本市の行政経営を取り巻く環境は大きく急速に変化しています。

<sup>3</sup> AI：人工知能。大量のデータからパターンを学習し識別（音声・画像認識等）、予測（数値・ニーズ予測、マッチング等）、実行（作業の最適化、自動化等）を行うことができるツール。

<sup>4</sup> スマート自治体：①人口減少が深刻化しても持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持。②職員を事務作業から解放し、職員でなければできない、より価値のある業務に注力する。③ベテラン職員の経験をAI等に蓄積し代替させることで規模・人口にかかわらずミスなく事務処理を行う自治体。

<sup>5</sup> 公共私によるくらしの維持：政府や自治体等の行政を「公」、地域を基盤とした法人等地域団体を「共」、民間事業者等を「私」として、行政が公共私相互間の協力関係を構築し、必要な人材や財源を確保できるような適切な支援や環境整備を担うことで、地域団体や民間事業者等が地域のくらしを維持するための活動を行う状態。

<sup>6</sup> DX：デジタル・トランスフォーメーション（Digital Transformation）の略。社会環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、サービスやビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、組織文化・風土を変革し、新たな価値を創出すること。

### 3 今後の行政経営の課題

本市は、累次の行政改革の中で、市民等との協働によるまちづくりや事務事業の整理・民間委託化、職員定員の適正化などの取り組みにより、行政運営の効率化を図りながら、市民サービスの向上に取り組み、一定の成果を得てきました。

しかし、現状の課題として、交付税の合併特例措置の終了による財源の減少等により収支の不均衡が生じていること、人口減少や行政需要の急速な変化に対応した行政運営への転換が進んでいないことなどの課題が残されています。

また、今後の財政見通しにおいては、人口減少、少子高齢化を背景として、市税の大幅な増加は期待できない状況であるとともに、新型コロナウイルス感染症による社会経済動向の歳入への影響も想定され、歳出においても、扶助費の更なる増大や公共施設やインフラの老朽化への対応等の新たな課題が発生する中で、将来にわたって適切な行政サービスが提供できるよう持続可能な財政基盤の確立と効果的・効率的な行政経営を推進していかねばなりません。

こうした中で、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い顕在化したデジタル化・オンライン化の遅れや“新たな日常”といった価値観等、目まぐるしく変化する社会への対応力がこれまで以上に求められています。

### 4 新たな行財政改革大綱の必要性

ここまでの内容を踏まえ、今後の本市の行政経営は

- ・人口減少等により更に歳入が減少していくことが見込まれること。
- ・慢性的な財源不足による基金現在高の逡減が懸念されること。
- ・義務的経費の割合の増加による財政の硬直化への対応が必要なこと。
- ・中長期的な視点による公共施設等の適正化が必要なこと。
- ・地域課題や市民ニーズの高度化・多様化により行政需要の増加、変化が見込まれること。
- ・急速な社会情勢の変化に対応できる体制の構築が必要なこと。
- ・自治体DX推進計画に則ったスマート自治体の実現を図る必要があること。

といった様々な課題を解決し、社会や暮らしの急激な変化にも臨機に対応できる持続可能な行政経営を確立していかねばなりません。こうしたことから、今後の行政経営・行政改革の指針として「甲州市 新行財政改革大綱」を策定したものです。

## II 新行財政改革大綱の基本事項

### 1 新行財政改革大綱の位置づけ

新行財政改革大綱は、本市のまちづくりにおける最も総合的・基本的な計画である「甲州市まちづくりプラン(第2次総合計画)」の実現に向けた施策・事業を支え、その手法(事業)を見直していくための基本的な考え方・あり方を示す指針であり、職員が業務を執行する上での基本的な方針とします。

また、本大綱は、これまでの累次の「行政改革大綱」を継承するものとします。

### 2 計画期間

令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。

ただし、社会情勢や財政状況等に大きな変化等がある場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 3 基本目標

行財政改革の目的は、最少の経費で最大の効果をあげ、住民の福祉の増進に努めるという地方自治運営の基本原則に基づき、市民が夢と希望をもち、安心して住み続けたいと思う甲州市の実現です。

人口縮減時代において、多様な主体がそれぞれの力や価値を最大限に発揮することで、社会情勢の急激な変化に臨機に対応できる持続可能な行政経営の確立を目指し、基本目標を次のとおり設定します。

**『変化に即応する持続可能な行財政運営に向けたチャレンジ』**

**『DXを通じた「業務そのもの」や「プロセス」の変革』**

この基本目標を達成するため、本大綱の策定にあたって実施した「行政改革アンケート」(巻末資料)の結果を踏まえた上で、基本方針を次のとおり設定し、この方針に基づき行財政改革を進めます。

#### 【基本方針】

- (1) 効率的な行政運営への転換
- (2) 市民に開かれた市政、多様な主体との協働
- (3) 未来を見据えた人財確保・育成と効果的な組織運営

### Ⅲ 新行財政改革大綱の基本方針

#### 1 効率的な行政運営への転換

依然として厳しい財政状況の中で、市民の生活環境や価値観が多様化しており、限られた財源をこれまで以上に効果的・効率的に活用する必要があります。

中長期的な視点に立ち、歳出の増加や公共施設の老朽化といった社会情勢の変化、将来リスクを見据えて、歳入においては自主財源確保策の推進、また歳出においては、既存事業の「業務プロセス」のみならず「事業そのもの」を見直し、急速に発展するICT<sup>7</sup>を取り入れたサービスの向上や業務改善を進め、質の高い市民サービスを目指しながらも、持続可能な行財政運営に取り組みます。

#### 2 市民に開かれた市政、多様な主体との協働

人口減少に伴う人材の希少化を背景に、限られた行政資源で複雑化、多様化する行政需要、市民ニーズに対応するためには、他の公共団体、地域コミュニティ組織やNPO<sup>8</sup>等の市民団体、民間企業、大学等と市とが、共通の目的のもとパートナーシップを強化し、それぞれの役割、責任を理解し協力していくなかで、連携して課題を解決していく必要があります。

公共私それぞれが把握している地域の資源および課題、またそのデータを共有し、共通の目的を持つことで、課題解決へとつなげていくため、まずは市が保有する行政情報の公開の促進を図ります。また、一般に公開されているデータの利活用、市民のニーズ把握を積極的に進めていきます。

また、市民との協働においては、現在活動されている区・組といった地域コミュニティ組織やNPOなどの市民団体についても、その担い手の高齢化や基盤の弱体化が進行しているため、継続的に活動していく上での組織基盤の強化を進めていきます。

#### 3 未来を見据えた人財確保・育成と効果的な組織運営

効率的な行政運営への転換や時代の変化に合わせた持続可能な質の高い市民サービスを提供するためには、来るべき人口縮減時代に対応し得る未来を見据えた職員体制の強化が不可欠です。優秀な人財の確保や、多様な能力を持った職員の育成に努めるとともに、適正な配置などにより人財活用を推進し、限られた人員で組織全体として最大限の力を発揮していきます。

<sup>7</sup> ICT:Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。情報や通信に関する技術の総称。

<sup>8</sup> NPO:Non Profit Organization(非営利組織)の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としないボランティア団体等の民間団体の総称。

人財確保については、人財の専門性・多様性の向上に向けて、様々な採用手法を検討するとともに、人財育成にあたっては、法務・財務・政策形成能力やICT活用能力などの職員の能力開発の実施、縦割り意識の払しょくやチャレンジ精神の向上、経営的視点の育成やコンプライアンス意識の徹底など、職員の意識改革への取り組みを推進し、個々の職員の質を高めます。

また、全庁横断的な課題の解決や行政課題の変化への迅速な政策展開を可能とするため、機動的かつ柔軟な執行体制の整備を行うとともに、職員自らの意欲と能力により様々な挑戦ができる生産性の高い組織風土の醸成を進めます。

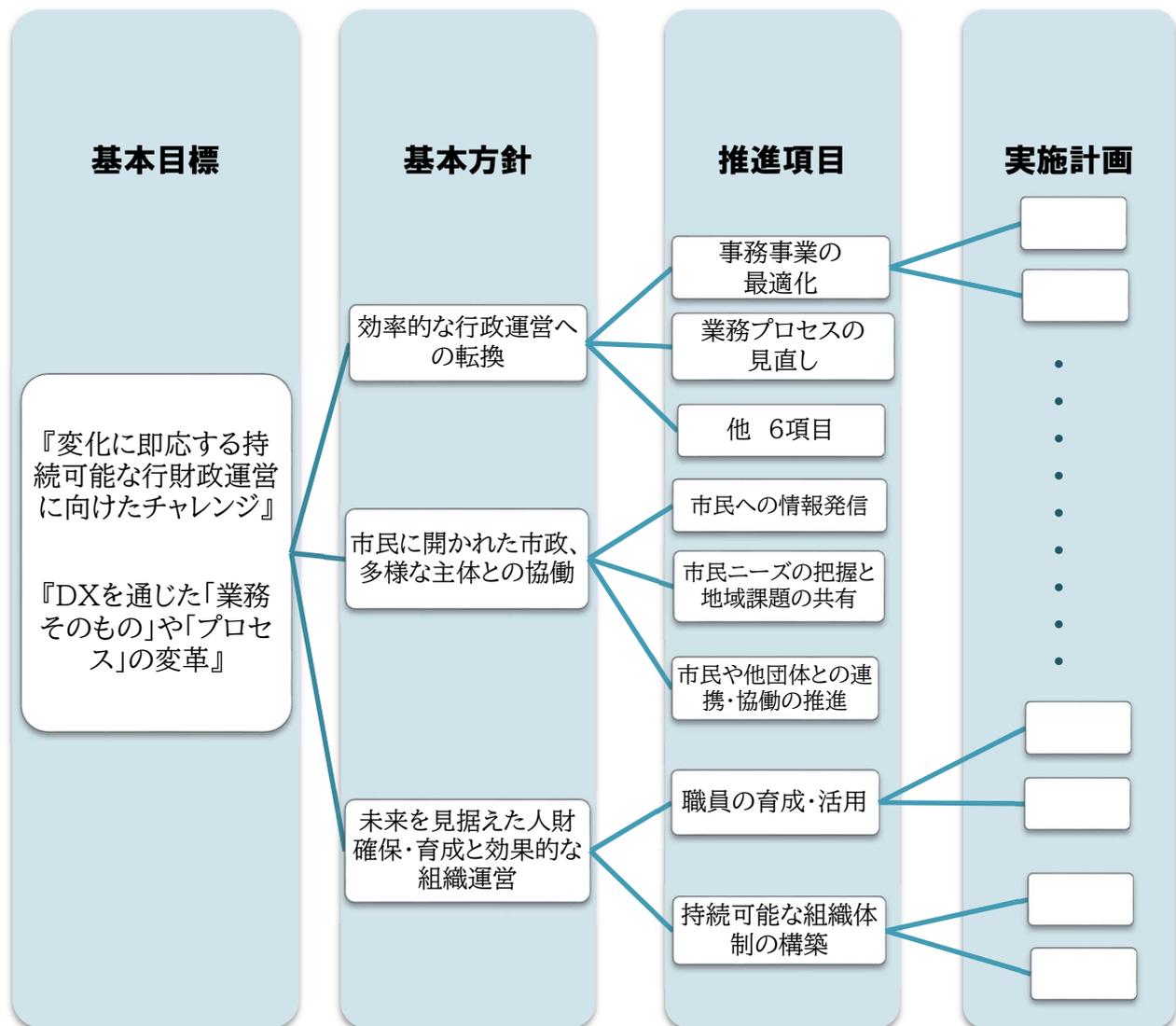
## IV 改革の進め方

### 1 実施計画の策定

本大綱に基づき改革を集中的に実施するため、「実施計画」に具体的な取り組み内容や目標指標を定め、その達成に向け取り組みます。

また、社会環境の変化等に合わせた取り組みを推進する必要があることから、随時、取り組みの成果の検証を行い計画の見直しや改善を行い、PDCA<sup>9</sup>サイクルや当初の計画にこだわらず、OODA<sup>10</sup>やDCAP<sup>11</sup>といったスピード感を持った新しいマネジメント手法も取り入れながら、実効性を高めていきます。

### 新行財政改革大綱及び実施計画の体系



<sup>9</sup> PDCA:PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACTION(改善)のサイクルを繰り返す行うことで継続的な業務改善を行う手法。

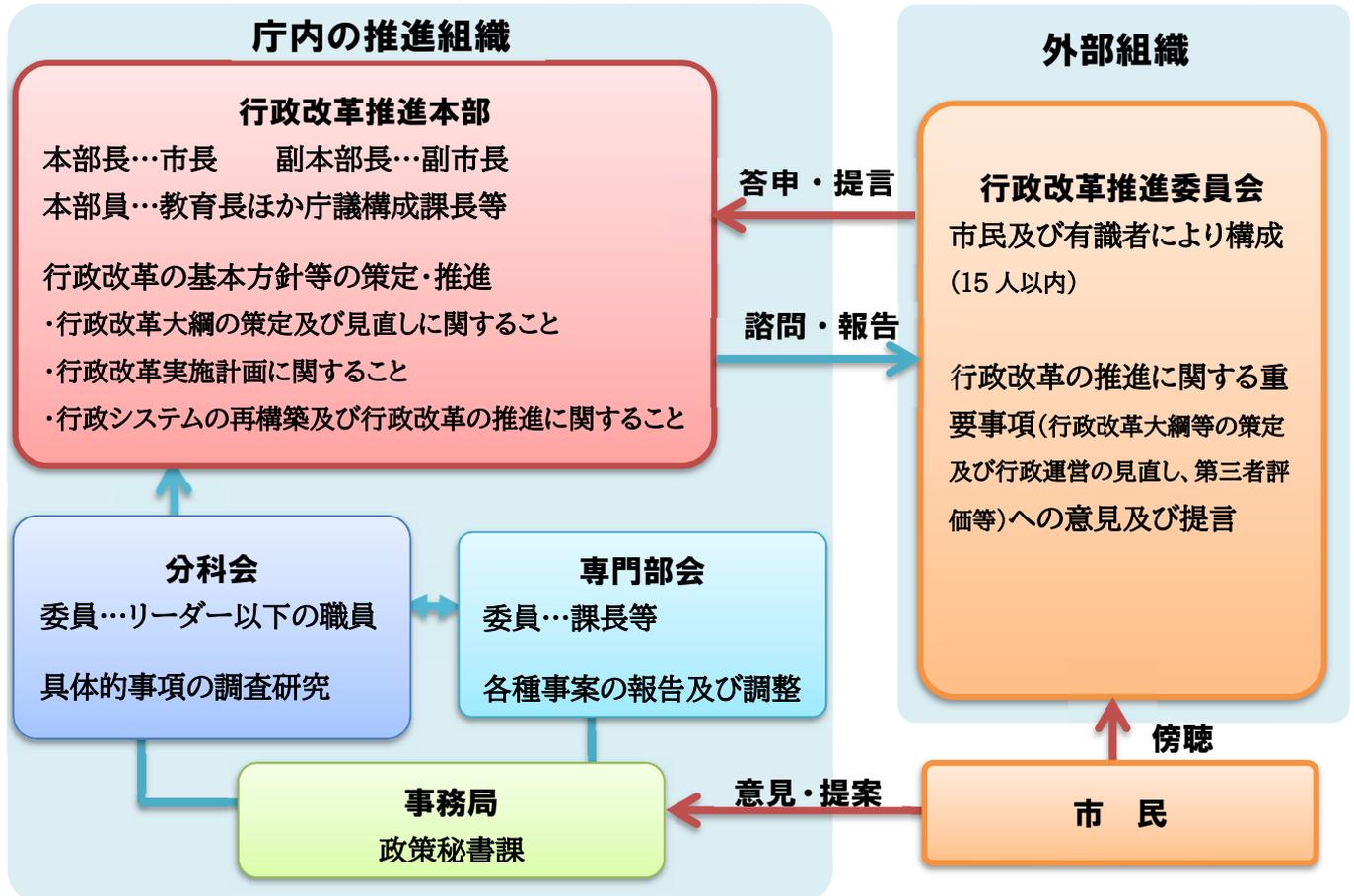
<sup>10</sup> OODA:Observe(観察、情報収集)、Orient(状況・方向性判断)、Decide(意思決定)、Act(行動、実行)のサイクルによる意思決定プロセスで、PDCAと異なり計画を立てるステップがないため、スピーディーな意思決定を行うことができる手法。

<sup>11</sup> DCAP: PDCAのDO(実行)から始める手法で、実践で得た課題を評価し改善策を立てるサイクルで業務改善を行う。

## 2 推進体制

市長を本部長とする「甲州市行政改革推進本部」が中心となり、全庁的に推進します。また、外部の知見や市民の意見等を取り入れながら進めるため、附属機関である「行政改革推進委員会」に取り組みの進捗等を報告し点検・評価を行うとともに、広報紙や市ホームページ等でその内容を公表します。

### 行政改革推進体制イメージ



## V 推進項目

### 1

#### 効率的な行政運営への転換

##### ・事務事業の最適化

限られた資源の重点的・効率的な配分のため、総合計画に位置付け実施している施策や個々の事業について、また市民の声や国・県の施策を反映した新しい施策においては、その計画段階から、当該施策の効率性や有効性を適正に評価し見直しを行うとともに、予算へ反映するためのシステムの構築を図ります。

##### ・業務プロセスの見直し

慣例にとらわれず、様々な角度から業務の手法や仕組みを検討し、積極的な業務改善を推進することにより、市民サービスの向上と業務の効率化を図ります。

##### ・ICTの利活用

飛躍的な進展を続けているICT等の先進技術について調査研究を行い、その導入と利活用による業務改善を目指します。

##### ・経常経費の節減

職員のコスト意識を高め、事務事業の最適化や業務プロセスの見直しの取り組みと連動した経常経費の節減に取り組みます。

##### ・負担の公平性の確保

使用料・手数料等について、行政サービスの提供に係るコスト削減にも留意しながら、サービスの利用者と未利用者との負担の公平性の観点から、サービスの原価を基本としつつも、公共性の程度に基づいた適正な使用料・手数料等の水準となるよう統一的な見直しを行います。

##### ・公共施設等マネジメントの推進

「公共施設等総合管理計画」等に基づく計画的な公共施設等の管理運営により、次世代へ負担を先送りしない適正な公共施設の配置を推進します。

##### ・歳入の確保

市税等徴収率の維持向上のほか、ふるさと納税の更なる推進やガバメントクラウドファンディング<sup>12</sup>等新たな手法の活用により財源の確保に取り組みます。

<sup>12</sup> ガバメントクラウドファンディング：地方自治体が事前に事業資金の用途を限定し、共感した人からインターネット等を経由して資金を募る仕組みのこと。

## ・効率的・計画的な財政運営

中長期的な財政見通しのもと将来の財政負担を見極め、国・県の補助金や有利な制度を積極的に活用した市負担の抑制などによる適切な財政運営に努めるとともに、特別会計・企業会計においても、今後の事業のあり方、方向性などを見極めた経営改善・効率化に努めます。

## 2

### 市民に開かれた市政、多様な主体との協働

#### ・市民への情報発信

市政への市民の理解・共感の獲得や参画意識の醸成を、なお一層図るため、対象者やニーズに合わせた広報媒体による情報発信や、より利用しやすい市政データの公表方法の研究など、わかりやすく、迅速な情報提供等について、全庁的な情報発信力の強化を推進します。

#### ・市民ニーズの把握と地域課題の共有

市民と市長が直接意見交換する場や市民が参画する各種委員会、パブリックコメント等の活用を更に広げ、幅広い層の市民の声を丁寧に聞くことで、ニーズや課題を把握し、新たな施策の立案や課題解決等に活かしていきます。

#### ・市民や他団体との連携・協働の推進

市民、民間(企業)等との更なる連携の推進と協働意識の醸成を図り、対等なパートナーとしてまちづくりを担うための環境の整備を行うほか、県や周辺市町村との連携による圏域行政の可能性についても積極的に検討します。

## 3

### 未来を見据えた人財確保・育成と効果的な組織運営

#### ・職員の育成・活用

人財確保の新しい手法や専門性の高い外部人財の効果的な活用に向けた任用形態等を検討するとともに、職員の能力・実績・意欲等を適正に反映させた人事評価制度の運用や職員研修制度の充実による職員のスキル向上とチャレンジ精神を持った人財の育成を目指すなど、全庁一体となった人財育成体制の構築を図ります。

#### ・持続可能な組織体制の構築

将来の人口構造の変化に対応した定員管理を行うとともに、事務業務の最適化、業務プロセスの見直しを反映した適正な人員配置や継続的な組織の見直しを実施し、簡素で効率的な組織体制を目指すほか、組織横断的なワーキンググループ等の活用や職員のライフステージに応じた働きやすい環境づくりなど、持続可能かつ柔軟な執行体制の整備を図ります。



# 資 料 編

## 行政改革アンケート結果 概要

(1)調査時期	令和2年11月17日(火)～令和3年1月29日(金)
(2)対象者	市役所(本庁・各支所・生涯学習課本課)の来庁者(※「①、②」のみ)、市各地区の区長、職員
(3)回答方法	来庁者…市役所各窓口での記入、区長…郵送およびインターネット経由での回答入力 職員…インターネット経由での回答入力
(4)回答数	来庁者…115人、区長…72人(回答率72.0%)、職員…292人(回答率82.0%)

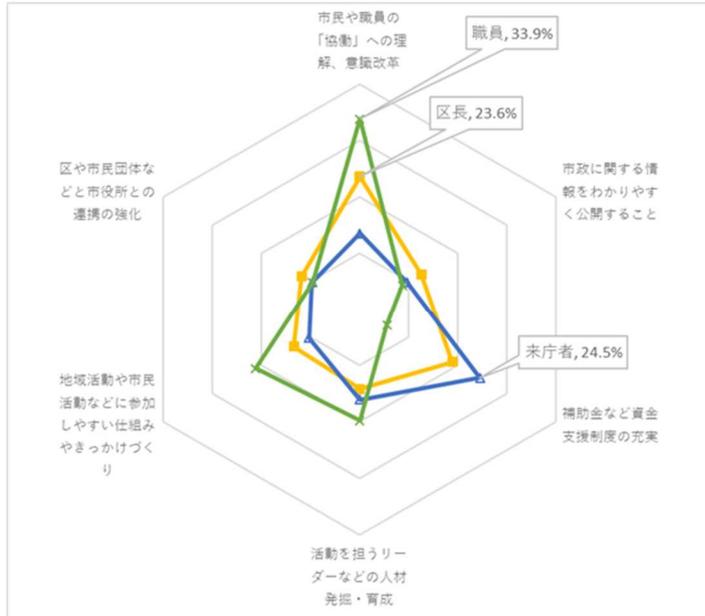
### ①「事務の見直しや経費の節減のため重点を置いて取り組むべき項目」について(複数回答)

(単位:件)

項目	区長	来庁者	職員
ITの活用・事務のデジタル化	11	34	59
広報など情報発信・情報公開の推進	7	7	6
市民ニーズの把握・市民意見の反映	14	33	15
行政への市民の参加・協働の推進	8	6	13
民間委託など民間活力の活用	5	8	40
窓口サービスの向上・充実	2	4	6
他市との広域行政の推進	3	3	14
職員の資質・意識の向上	12	3	53
職員の人材確保(専門的人材や民間登用など)	3	6	34
将来推計や目標値の設定などによる計画的な財政運営	14	5	23
歳入の確保(未収金解消や新しい財源開拓など)	10	4	23
類似する事業やイベントの集約	6	7	55
事業の優先順位付けや内容の見直し	9	5	65
働き方・事務処理の効率化	3	4	62
組織の見直し(再編・統合)	5	2	18
職員数の適正管理	8	6	21
公共施設数の削減、他の施設との複合化	3	3	21
補助金の削減や見直し	1	2	10
外郭団体の整理縮小	4	1	4
その他	2	3	5
無回答(回答数超過含む)	4	23	15
計	134	169	562

「ITの活用・事務のデジタル化」では3者とも回答数が多くなっています。また、市民では「市民ニーズの把握・市民意見の反映」の回答が多いのに対して、職員では少なくなっており意識の乖離が見られました。

②「協働によるまちづくり」について (単位:%)

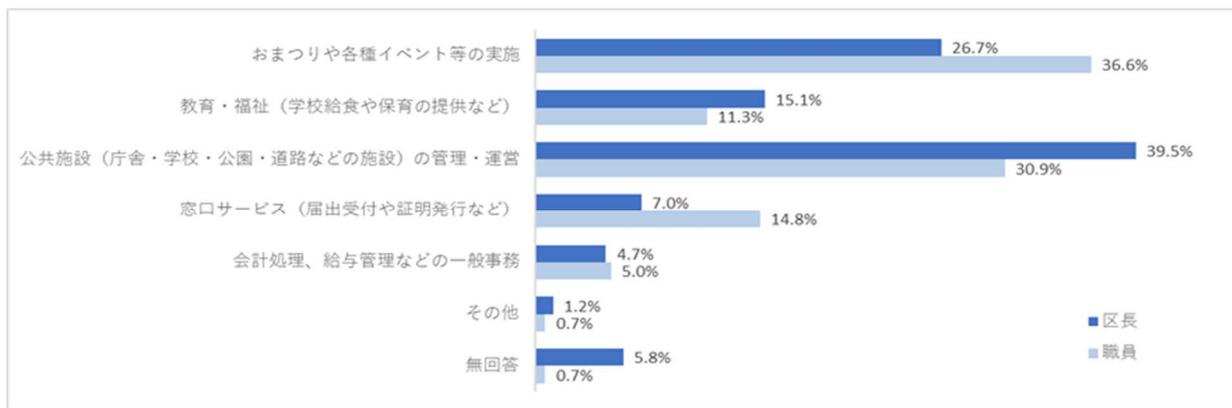


協働によるまちづくりを進めるために必要なことについては、「市民や職員の「協働」への理解、意識改革」は、職員で 33.9%と特に多く、区長においても1位で 23.6%、来庁者では3位となっています。また、来庁者では「補助金など資金支援制度の充実」が 24.5%で1位となっており、区長においても 18.9%と上位となりました。

③「市役所の業務に民間活力を活用すること」について

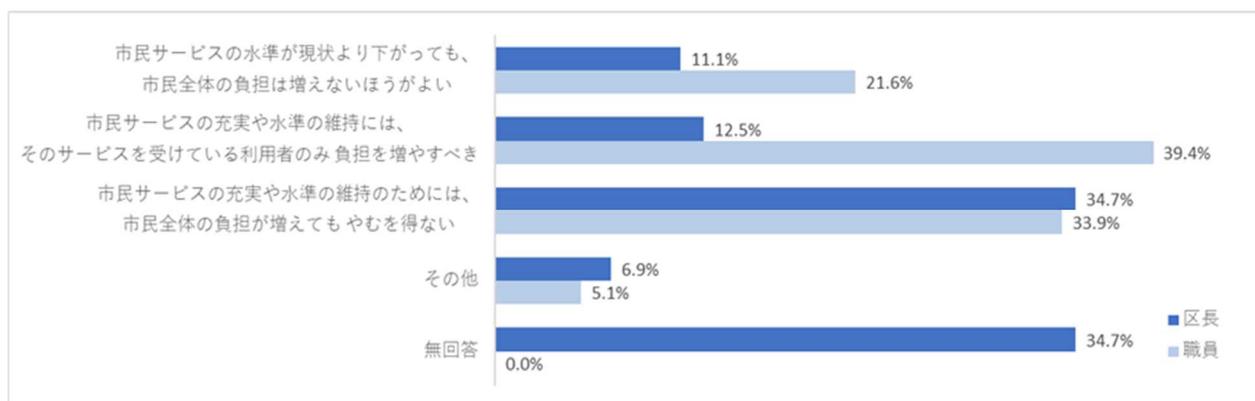
区長・職員ともに 50%以上が「経費の削減やサービスの向上・充実につながるなら、民間を活用すべき」と回答していますが、区長のほうが「公的サービスは行政が行うべき」とする傾向が高くなっています。また、民間活用する場合の分野については、回答者の割合は次のとおりです。

(単位:%)



#### ④「市民サービスの水準とその費用の負担」について

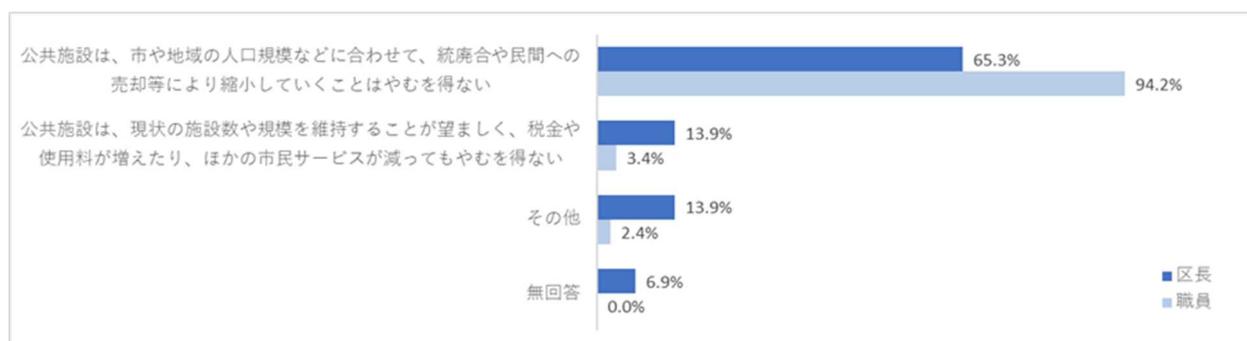
(単位:%)



この設問については、区長では「無回答」が多くなっており、また、「その他」の回答では、区長、職員ともに行政内部のサービスの手法・内容の見直しを先決とする意見、対象者、実施状況、社会情勢等様々な条件を加味し判断したいとする意見が多く見られました。

#### ⑤「今後の公共施設のあり方」について

(単位:%)



「その他」の回答では、区長、職員ともに人口規模以外にニーズ、利用状況、施設の性質、地域性等を加味した判断が必要であるという意見、また職員においては、利活用には市民・地域の方と一緒に考えていきたいという意見が多くなっています。

## 甲州市新行政改革大綱策定の経過

- 令和3年 4月26日 第1回甲州市行政改革推進本部会議
  - ・新行財政改革大綱の策定方針(案)とスケジュールについて
  
- ◎令和3年 5月14日 第1回甲州市行政改革推進委員会  
市長から甲州市行政改革推進委員会へ諮問
  - ・第三次行政改革大綱 令和2年度検証結果(案)について
  - ・新行財政改革大綱策定方針について
  
- 令和3年 7月14日 第2回甲州市行政改革推進本部会議
  - ・新行財政改革大綱(素案)について
  
- ◎令和3年 7月27日 第2回甲州市行政改革推進委員会
  - ・第三次行政改革大綱 令和2年度検証結果(案)について
  - ・新行財政改革大綱(素案)について
  
- 令和3年 8月 3日 第3回甲州市行政改革推進本部会議
  - ・第三次行政改革大綱 令和2年度検証結果(案)について
  
- 令和3年 8月20日 甲州市行政改革分科会(書面開催)
  - ・第三次行政改革大綱での取組項目の引継ぎ及び新大綱(素案)に沿った新規取組の追加について
  
- 令和3年11月16日 第4回甲州市行政改革推進本部会議
  - ・新行財政改革大綱(案)について
  - ・新行財政改革大綱 実施計画(案)について
  
- ◎令和3年11月25日 第3回甲州市行政改革推進委員会
  - ・新行財政改革大綱(案)について
  - ・新行財政改革大綱 実施計画(案)について
  
- ◎令和3年12月13日 第4回甲州市行政改革推進委員会(書面開催)
  - ・新行財政改革大綱(案)について
  - ・新行財政改革大綱 実施計画(案)について
  - ・答申(案)について
  
- ◎令和4年 1月13日 甲州市行政改革推進委員会から市長へ答申
  
- 令和4年 2月 1日 第5回甲州市行政改革推進本部会議
  - ・新行財政改革大綱(案)について
  - ・新行財政改革大綱 実施計画(案)について

令和4年1月13日

甲州市長 鈴木 幹夫 様

甲州市行政改革推進委員会  
会長 丸山 正次

令和4年度を初年度とする新たな甲州市行政改革大綱の策定について(答申)

令和3年5月14日付け甲州政第42号で本委員会に諮問のあった二点のうち、「令和4年度を初年度とする新たな甲州市行政改革大綱の策定」について、市から提示された「甲州市 新行財政改革大綱」及び大綱に基づく「実施計画」の原案をもとに慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申いたします。

### 記

甲州市は、平成18年度策定の第一次行政改革大綱に始まり現在の第三次大綱に至るまで、市民サービスの向上に向けた取り組みを継続して進められてきましたが、市を取り巻く環境は人口減少や少子高齢化、自然災害の激甚化、情報通信技術の進展、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大により新しい日常への移行が求められるなど大きく変化しており、行政運営にあたっては、業務執行のあり方や働き方などのさらなる見直しが求められていると考えます。

今回諮問を受けた大綱及び大綱に基づく実施計画の原案については、この社会経済情勢の変化を踏まえ、将来に備えた持続可能で質の高い行政サービスの提供の実現を主眼として策定されており、また、本委員会において委員から出された意見、提案が加味され、妥当であると認めます。

なお、本委員会での審議過程における意見、提言及び要望を踏まえたうえで、特に次の点に留意し、大綱を具体的に推進されるよう要望します。

今後、職員一人ひとりが行財政改革への意識をさらに高め、「甲州市 新行財政改革大綱」を全職員一丸となって積極的に推進し、より良い甲州市の実現に取り組まれることを期待します。

- 1 取り組みの推進においては、第一次から第三次までの甲州市行政改革大綱の成果と課題を十分に分析した上で取り組むことが重要です。十分な分析を行い、これまでの大綱で課題となった部分について、改善されるような取り組みの実施や進捗管理を行ってください。
- 2 実施計画については、数値化等による目標設定を基本とするなど、達成度を的確に把握できるような目標を設定し、具体的な達成状況に基づいた進捗状況の評価を行ってください。また、進捗状況の評価を踏まえたうえで、必要に応じ、手法、工程等についてスピード感のある見直しを随時行ってください。

- 3 取り組みの進捗状況や成果については、広く市民に公表してください。  
また、この行財政改革の取り組みのみならず、市が実施する事業や取り組み、その経費等について、市民に伝わっていないものもあるため、情報発信の方法や内容等について工夫し、市民に分かりやすい情報発信に努めてください。
- 4 人口減少・少子高齢化時代において、組織体制の強化がより重要となっています。業務の効率化や将来的な人口減少を反映させた組織体制の構築を進め、身の丈に合った財政運営を進めていくなかで、市民のニーズにきめ細かに対応し、誰一人取り残さない、質の高い行政サービスの提供の継続に努めてください。  
また、計画的な職員育成や働き方の見直しを進めるなかで、職場としても魅力ある甲州市役所を目指し、より良い人材の確保と意欲的で活力ある職員の育成を進めてください。
- 5 市民との協働の推進に向けて、市内だけでなく民間の力も活用しながら、市民の声を把握し、合意形成を促進する能力を持った職員の育成に取り組んでください。
- 6 限られた行政資源を有効活用していくことや市民の利便性の向上のために、ICT を積極的に活用していくことも重要となります。活用の際には、ICTによるデジタル化の恩恵を受けることが困難な市民に対しても配慮した事業の実施及び情報の周知、環境の整備を行ってください。
- 7 行財政改革の推進においても、歳入の確保等に向けて甲州市が持つ豊かな地域資源を活かせる方策の研究を進めてください。

## ○甲州市附属機関の設置に関する条例（抄）

平成22年3月29日 条例第1号

改正 令和2年3月25日条例第9号

（趣旨）

第1条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の設置及び所掌事務）

第2条 市長の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

（略）

甲州市行政改革推進委員会

（略）

（組織）

第3条 附属機関は、別表の委員の定数欄に掲げる数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員の要件欄に掲げる者のうちから、市長（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。）が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

4 附属機関に、規則（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会規則。以下同じ。）で定めるところにより、専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、規則で定めるところにより、市長が任命し、又は委嘱する。

別表（第2条、第3条関係）

### 1 市長の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
（略）				
甲州市行政改革推進委員会	市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、及び必要に応じてこれらの事項に関して市長に建議する。  (1) 甲州市行政改革大綱の策定及び改定に関する事項	15人以内	(1) 市政に関し優れた見識を有する者  (2) 公募による者	2年

	<p>(2) 甲州市行政改革大綱の進捗状況に関する事項</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、行政改革の推進に関する事項</p>			
(略)				

## 甲州市行政改革推進委員会委員名簿（第8期）

氏名	役職	備考
丸山 正次	会長	山梨学院大学副学長
三森 斉	副会長	元甲州市役所職員
雨宮 一樹	委員 (50音順)	麻屋葡萄酒株式会社専務
荻原 智志	委員	元甲州市役所職員
小俣 多美子	委員	甲州市協働のまちづくり 推進委員
小出 順子	委員	つぐら舎代表
佐藤 真由美	委員	甲州市体育指導員
塩島 和美	委員	甲州市男女共同参画推進 委員会 副委員長
宿澤 和也	委員	宿沢フルーツ農園園主 甲州青年会議所第47代理事長
松山 典嗣	委員	宗教法人法幢院代表役員

## ○甲州市行政改革推進本部設置要綱

平成17年12月13日 訓令第17号

改正 平成29年12月28日 訓令第2号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化と地方分権の時代に対応することができる市行政を目指し、簡素で効率的な行政システムの確立を図るため、甲州市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び見直しに関すること。
- (2) 行政改革実施計画に関すること。
- (3) 行政システムの再構築及び行政改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、甲州市庁議等に関する規程(平成22年甲州市訓令第2号)第3条第3項に定める庁議を構成する者(市長及び副市長を除く。)をもって充てる。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、本部の会議を招集し、会務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本部の会議は、本部員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 本部員がやむを得ない事情により会議に出席することができないときは、あらかじめ本部長に届け出なければならない。

(行政改革専門部会)

第6条 行政改革大綱を全庁的に推進するため、本部に行政改革専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(行政改革分科会)

第7条 行政改革大綱の具体的事項を検討し、及び実施するため、本部に行政改革分科会(以下「分科会」という。)を置く。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(庶務)

第8条 本部、専門部会、及び分科会の庶務は、政策秘書課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部が別に定める。

## 甲州市行政改革推進本部（令和3年度）

氏名	役職	
鈴木 幹夫	本部長	市長
広瀬 猛	副本部長	副市長
小林 俊彦	本部員	教育長
町田 幸一	本部員	会計管理者
前田 政彦	本部員	政策秘書課長
小澤 和仁	本部員	総務課長
清水 修	本部員	財政課長
芦沢 尊彦	本部員	課長（総務文教部門幹事課長）
武澤 勝彦	本部員	課長（厚生経済部門幹事課長）
渡辺 正尚	本部員	市長補佐官（ぶどうの丘総支配人）



甲州市 新行財政改革大綱（令和4年度～令和8年度）

甲州市役所 政策秘書課

〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾 1085-1

電話 0553-32-2111